

兵庫県公報

平成31年2月15日 金曜日 第3080号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等（国保医療課）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	2
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更（同）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
内水面漁場管理委員会公告	
○ 平成31年度増殖基準数量	9
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立のじぎく特別支援学校）	10

告 示

兵庫県告示第115号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条から第11条までの規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の平成31年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

平成31年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

算定政令第9条第3項の規定により定める医療費指数反映係数	1
同条第5項の規定により定める一般納付金所得係数	0.8883958306302
同条第8項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数	0.9733486492462
同条第9項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8838118281259
同条第6項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999995090
同条第7項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の規定により定める介護納付金納付金所得係数	0.7986441735361

同条第6項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999985421
同条第7項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7



兵庫県告示第116号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 芦屋セントマリア病院
 所 在 地 芦屋市大原町5-20
 撤 回 年 月 日 平成30年11月30日



兵庫県告示第117号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1及び2の医療機関並びに申出（有効期限の更新）のあった3から15までの医療機関を救急病院と認定した。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 芦屋セントマリア病院
 所 在 地 芦屋市朝日ヶ丘町8-22
 認 定 年 月 日 平成30年12月1日
 認定の有効期限 平成33年11月30日
- 2 名 称 明和病院
 所 在 地 西宮市上鳴尾町4番31号
 認 定 年 月 日 平成31年1月31日
 認定の有効期限 平成34年1月30日
- 3 名 称 独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院
 所 在 地 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号
 認 定 年 月 日 平成30年12月15日
 認定の有効期限 平成33年12月14日
- 4 名 称 神戸アドベンチスト病院
 所 在 地 神戸市北区有野台8丁目4番地の1
 認 定 年 月 日 平成30年12月15日
 認定の有効期限 平成33年12月14日
- 5 名 称 神戸朝日病院
 所 在 地 神戸市長田区房王寺町3丁目5番25号
 認 定 年 月 日 平成30年11月1日
 認定の有効期限 平成33年10月31日
- 6 名 称 特定医療法人誠仁会 協和病院
 所 在 地 神戸市西区押部谷町栄191番地の1
 認 定 年 月 日 平成31年1月20日
 認定の有効期限 平成34年1月19日
- 7 名 称 独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院
 所 在 地 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
 認 定 年 月 日 平成31年1月5日
 認定の有効期限 平成34年1月4日
- 8 名 称 西宮市立中央病院

- 所在地 西宮市林田町8番24号
- 認定年月日 平成30年11月24日
- 認定の有効期限 平成33年11月23日
- 9 名称 大西脳神経外科病院
- 所在地 明石市大久保町江井島1661番地1
- 認定年月日 平成30年12月20日
- 認定の有効期限 平成33年12月19日
- 10 名称 公立学校共済組合 近畿中央病院
- 所在地 伊丹市車塚3丁目1番地
- 認定年月日 平成31年1月5日
- 認定の有効期限 平成34年1月4日
- 11 名称 伊丹恒生脳神経外科病院
- 所在地 伊丹市西野1丁目300番1
- 認定年月日 平成31年2月1日
- 認定の有効期限 平成34年1月31日
- 12 名称 市立川西病院
- 所在地 川西市東畦野5丁目21番1号
- 認定年月日 平成31年2月3日
- 認定の有効期限 平成34年2月2日
- 13 名称 兵庫県立加古川医療センター
- 所在地 加古川市神野町神野203番地
- 認定年月日 平成30年11月1日
- 認定の有効期限 平成33年10月31日
- 14 名称 医療法人社団順心会 順心病院
- 所在地 加古川市別府町別府865番地1
- 認定年月日 平成30年11月1日
- 認定の有効期限 平成33年10月31日
- 15 名称 医療法人社団みどり会 にしき記念病院
- 所在地 篠山市西谷575番地の1
- 認定年月日 平成31年2月1日
- 認定の有効期限 平成34年1月31日



兵庫県告示第118号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成31年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
三木市	吉川大畑地区	平成31年2月15日から 同 年3月7日まで	三木市役所



兵庫県告示第119号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成27年兵庫県告示第105号(漁船保険の付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務

は、平成31年 2月24日限りで消滅する。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

姫路市中部加入区



兵庫県告示第120号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成31年 2月25日から発生する。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

姫路市中部加入区



兵庫県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 2月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年 2月15日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 砥堀本町線	姫路市保城字山田335番1から 同 市保城字山田327番1まで	旧	7.0から 8.0まで	31.0	
		新	8.0から 8.0まで	31.0	



兵庫県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成31年 2月15日から 2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加古川姫路線	加古川市平荘町山角811番2から 同 市平荘町山角38番1まで	旧	6.0から 27.0まで	930.0	予定地
		新	9.0から 28.0まで 6.0から 27.0まで	1,032.0 930.0	

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コムボックス明舞

所在地 明石市松が丘二丁目3番3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

代表者の氏名 辻 田 泰 徳

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

ア 変更前

東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

イ 変更後

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンマーケット株式会社	東京都杉並区阿佐谷南一丁目32番10号	豊 田 靖 彦
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水 野 秀 晴
社団法人兵庫県薬剤師会 外1者	神戸市中央区下山手通六丁目4番3号	笠 井 秀 一(外3者)

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市西区北堀江三丁目12番23号	平 田 炎
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水 野 秀 晴
一般社団法人兵庫県薬剤師会 外1者	神戸市中央区下山手通六丁目4番3号	笠 井 秀 一(外3者)

4 変更年月日

平成30年 1月 1日ほか

5 届出年月日

平成31年 1月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成31年 2月15日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年 6月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）
 所在地 芦屋市海洋町 4－9 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 東京センチュリー株式会社
 住所 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
 代表者の氏名 浅 田 俊 一
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市灘区水道筋二丁目 6	栗 花 正 雄
外未定		
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市灘区水道筋二丁目 6 番地	栗 花 正 雄
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号	水 野 秀 晴
株式会社バクトル	岡山市北区学南町三丁目 2 番 1 号	北 原 孝 延
- 4 変更年月日
平成23年 7月 1 日ほか
- 5 届出年月日
平成31年 1月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成31年 2月15日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年 6月17日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）
 所在地 芦屋市海洋町4-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 東京センチュリー株式会社
 住所 東京都千代田区神田練塀町3番地
 代表者の氏名 浅 田 俊 一
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 株式会社ケーヨー
 住所 千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号
 代表者の氏名 醍 醐 茂 夫
 外未定
 - (2) 変更後
 名称 株式会社ケーヨー
 住所 千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号
 株式会社フジ・コーポレーション 宮城県富谷市成田一丁目7番1号
 代表者の氏名 醍 醐 茂 夫
 遠 藤 文 樹
 革工房おおがき株式会社 尼崎市南武庫之荘八丁目29番21号
 大 垣 佳 史
- 4 変更年月日
 平成22年 3月 1日
- 5 届出年月日
 平成31年 1月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成31年 2月15日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成31年 6月17日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 姫路市花田ショッピングセンター
 所在地 姫路市花田町上原田189番地1ほか
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

廃棄物に係る事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項及び同法施行規則第8条を遵守し、適切に廃棄物を保管されたい。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項を遵守し、適切な廃棄物処理業者に委託されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成31年2月15日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 神戸トヨペット宝塚インター南店

所在地 伊丹市西野一丁目1番地1号ほか

2 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

- (1) 計画店舗周辺道路は、伊丹市立桜台小学校、伊丹市立天王寺川中学校の校区となっており、工事車両等が児童生徒の登下校の時間帯に、各校の校区を通行する際は、十分に安全に配慮されたい。
- (2) 安全確保に努めるため、交通整理員等の配置（生徒の登下校時及び休日）や工事車両の時間規制等（生徒の登下校時）について配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成31年2月15日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) キセラ川西複合商業施設

所在地 川西市火打一丁目398ほか

2 法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要

- (1) 地元自治会、付近住民等に対し、十分説明を行われたい。
- (2) 生活環境への影響が著しい事態が発生した場合は、市環境衛生課に通報し、地域住民に十分に説明を行うとともに、その影響を防止するための措置を行うよう努められたい。
- (3) 市は事業系ごみの収集をしないため、事業者の責任において適正に処理されたい。
- (4) ごみの減量、リサイクルの推進に配慮すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成31年 2月15日から 1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 養父複合商業施設

所在地 養父市上箇字下河原66番ほか

2 法第8条第1項の規定により養父市から聴取した意見の概要

- (1) 入口が県道のカーブ付近に計画されており、見通しが悪いため、誤出庫を防ぐために常時交通整理員を配置することを検討されたい。
- (2) 騒音レベルが基準を超過している地点があるため、将来的に問題が生じ、必要が生じた場合には、防音壁等の設置等、対策を行うこと。
- (3) 事業系一般廃棄物について、南但クリーンセンターと協議を行うこと。
- (4) 計画地は浸水区域内に位置することから、総合治水条例に基づく調整池の設置等の流出抑制対策を講じるなど検討されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成31年 2月15日から 1月間

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第77号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成31年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり指示した。

平成31年 2月15日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 近 藤 敬 三

1 増殖の基準数量

平成31年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流													
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	にじます	あまご	やまめ	さくらます	いわな	まはげ	わかさぎ	もろこ	もくずがに	すっぽん
1	猪名川	60kg			5kg	2,500尾	500尾 又は 5,000粒					100万粒		250尾	100尾
2	武庫川	100kg		1,000尾	10kg	1,000尾									
3	羽束川	40kg			5kg	1,000尾	1,000尾 又は 10,000粒			1,000尾					
4	加古川	550kg		5,000尾	100kg	1,500尾	2,750尾 又は 27,500粒					150万粒	500尾	2,500尾	
5	市川	450kg		2,000尾	15kg	1,000尾	3,000尾 又は 30,000粒								
6	夢前川	40kg													

7	攝保川	1,600kg		3,000尾	25kg	2,500尾	10,000尾 又は 100,000粒			1,000尾		300万粒		1,000尾	200尾
8	千種川	2,000kg		2,000尾	20kg		5,000尾 又は 50,000粒					100万粒		1,000尾	
9	竹田川	30kg		1,000尾											
10	円山川	400kg		3,000尾	10kg	500尾	やまめに含む	3,000尾 又は 30,000粒	やまめに含む					500尾	
11	竹野川	40kg		500尾	5kg	500尾	やまめに含む	500尾 又は 5,000粒						500尾	
12	矢田川	500kg		1,000尾	10kg	1,000尾		1,200尾 又は 12,000粒	やまめに含む	800尾				1,000尾	
13	岸田川	100kg		300尾	5kg			2,000尾 又は 20,000粒	やまめに含む	500尾				500尾	

免許 番号	河川名	産 卵 場 造 成								
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ひがいに (箇所)	ふな (箇所)	
1	猪名川	1								1
2	武庫川									
3	羽束川									
4	加古川	3	2							
5	市川									
6	夢前川									
7	攝保川	1	1	1	1	1	1			
8	千種川	3	2		1	1	1			
9	竹田川									
10	円山川	3	3		1		1	1		
11	竹野川	1	1							
12	矢田川									
13	岸田川	1	1							

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年 2月15日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 別 所 博 之

- 1 落札に係る業務件名及び数量
兵庫県立のじぎく特別支援学校給食業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台2丁目566—134
- 3 落札者を決定した日
平成31年 1月28日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社日米クック 大阪市北区大淀中1丁目17番22号
- 5 落札金額（税抜き）
9,669,000円（1年度分）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成30年11月27日